

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 23 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年8月15日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和4年8月2日 熊本市南区刈草地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	949,229円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年12月7日 熊本市西区二本木地内	久光製薬株式会社 福岡支店 (車両所有者) 普通乗用車	45,958円	
3	令和5年12月15日 熊本市北区鶴羽田地内	個人 (所有者) ブロック	74,800円	
4	令和6年1月23日 熊本市西区花園地内	株式会社 SYSKEN テクノ熊本支店 (車両所有者) (車両運転者) 軽貨物車	366,817円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
5	令和5年12月12日 熊本市東区東町地内	株式会社藤本内装 (車両所有者) 普通貨物車	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異 議及び請求の申立てをしないこと。